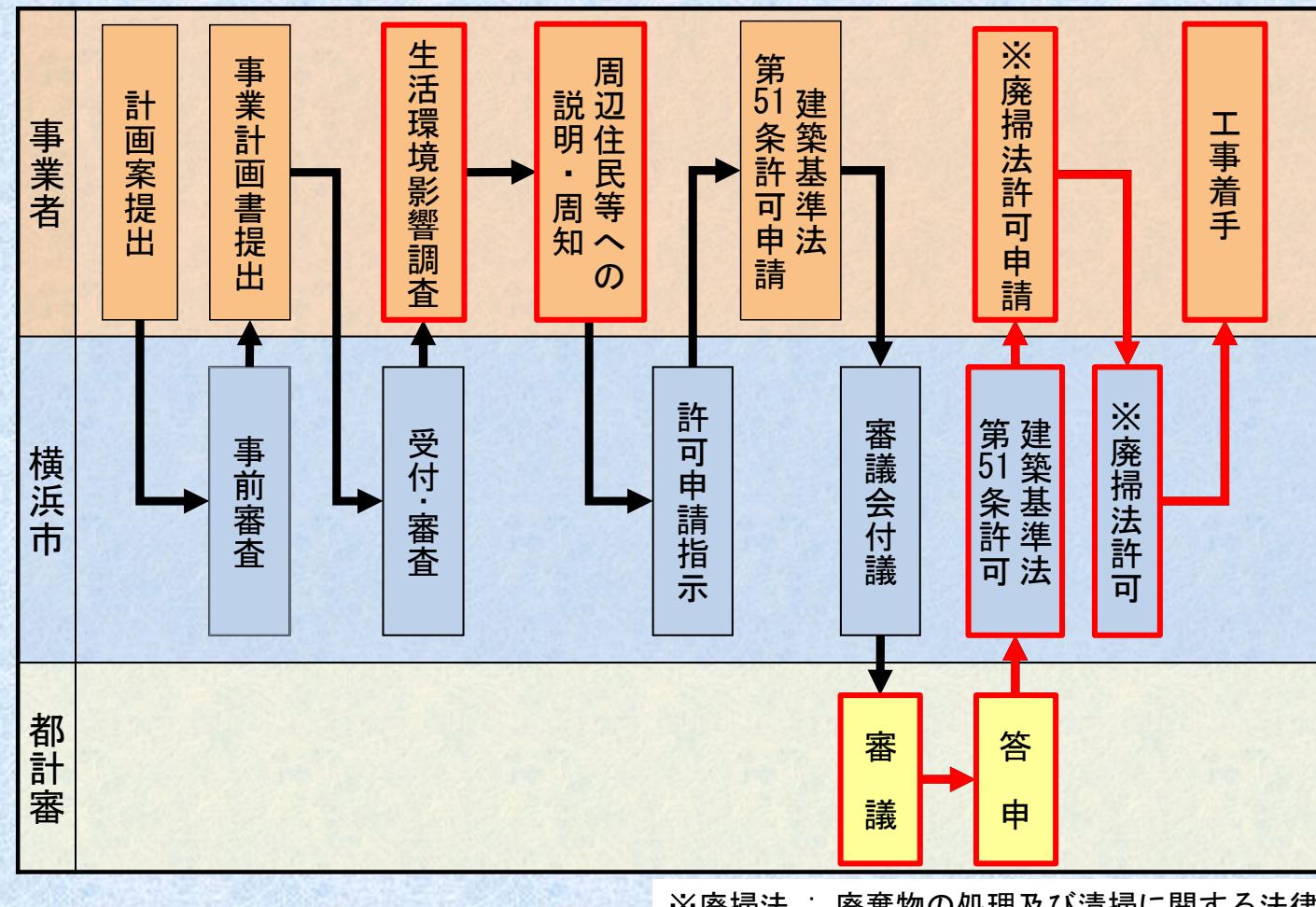




議第1455号

建築基準法第51条に基づく 一般廃棄物処理施設及び 産業廃棄物処理施設の設置

■処理施設の設置又は変更に係る流れ



■建築基準法第51条について

- 卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の政令で定める処理施設※の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない

※一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条)

産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条)等

- ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない

【本市の運用】

- 市が設置する場合は、通常、都市計画に定める
例) 卸売市場、火葬場、ごみ焼却場
- 民間事業者が設置する場合は、通常、建築基準法第51条に基づき許可
例) 政令で定める処理施設(廃棄物処理施設)

■建築基準法第51条許可基準

■立地

■道路・交通等

■周辺環境

■住民説明

※詳細は、「建築基準法第51条に基づく産業廃棄物又は一般廃棄物の処理施設に関する許可基準」を参照
(平成18年4月1日 横浜市制定)

■ 案件概要

5

【名称】三友プラントサービス株式会社 横浜Bay工場
 【申請者】三友プラントサービス株式会社
 【位置】横浜市金沢区福浦二丁目16番13
 【用途地域等】工業地域
 【施設概要】

種類	一般廃棄物処理施設（焼却）
	産業廃棄物処理施設（焼却、中和、脱水）
取扱廃棄物	焼却：一般廃棄物、汚泥、廃油、廃プラスチック類、その他 中和：廃酸、廃アルカリ 脱水：汚泥

→ 新たに、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の中間処理施設を新設

■ 建築基準法第51条の適用（産業廃棄物処理施設）

7

許可対象処理施設		許可対象 処理能力 (品目)	処理能力 (計画)
(処理方法)	(品目)		
焼却	汚泥	10m ³ /日超	83.28m ³ /日
	廃油	4 m ³ /日超	84.72m ³ /日
	廃プラスチック類	1 t/日超	43.92 t/日
	その他	6 t/日超	98.16 t/日
中和	廃酸	60m ³ /日超	120m ³ /日
	廃アルカリ	60m ³ /日超	120m ³ /日
脱水	汚泥	30m ³ /日超	236.3m ³ /日

【許可内容】

・計画処理能力が許可対象処理能力を超える焼却、中和、脱水施設を新たに設置

→ 法第51条の許可が必要

■ 建築基準法第51条の適用（一般廃棄物処理施設）

6

許可対象処理施設 (処理方法)	許可対象 処理能力 (品目)	処理能力 (計画)
焼却	一般廃棄物	200kg/h 以上 4,090kg/h

【許可内容】

・計画処理能力が許可対象処理能力を超える焼却施設を新たに設置

→ 法第51条の許可が必要

■ 建築基準法第51条の適用（産業廃棄物処理施設）

7

許可対象処理施設		許可対象 処理能力 (品目)	処理能力 (計画)
(処理方法)	(品目)		
焼却	汚泥	10m ³ /日超	83.28m ³ /日
	廃油	4 m ³ /日超	84.72m ³ /日
	廃プラスチック類	1 t/日超	43.92 t/日
	その他	6 t/日超	98.16 t/日
中和	廃酸	60m ³ /日超	120m ³ /日
	廃アルカリ	60m ³ /日超	120m ³ /日
脱水	汚泥	30m ³ /日超	236.3m ³ /日

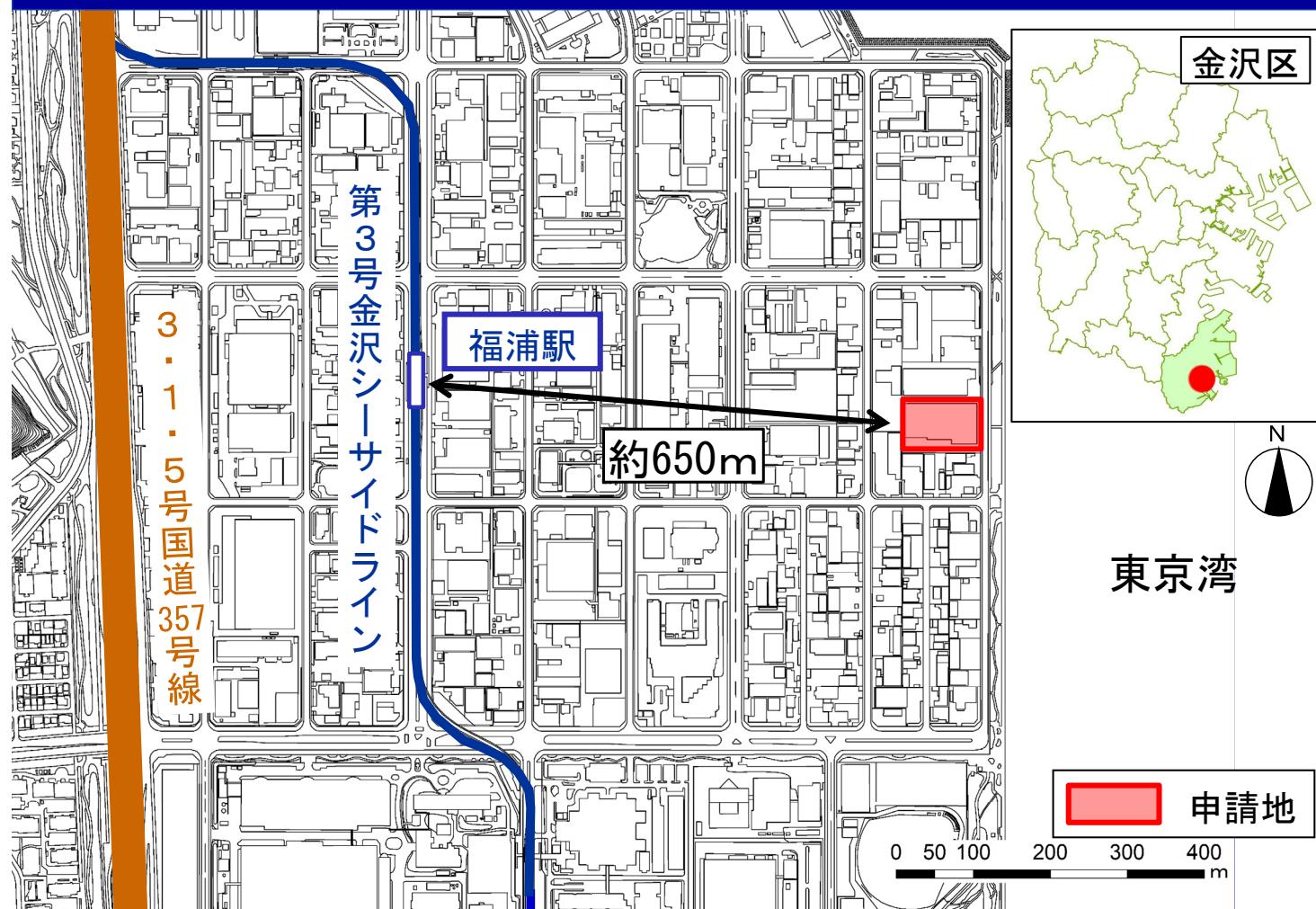
【許可内容】

・計画処理能力が許可対象処理能力を超える焼却、中和、脱水施設を新たに設置

→ 法第51条の許可が必要

■ 位置図

8



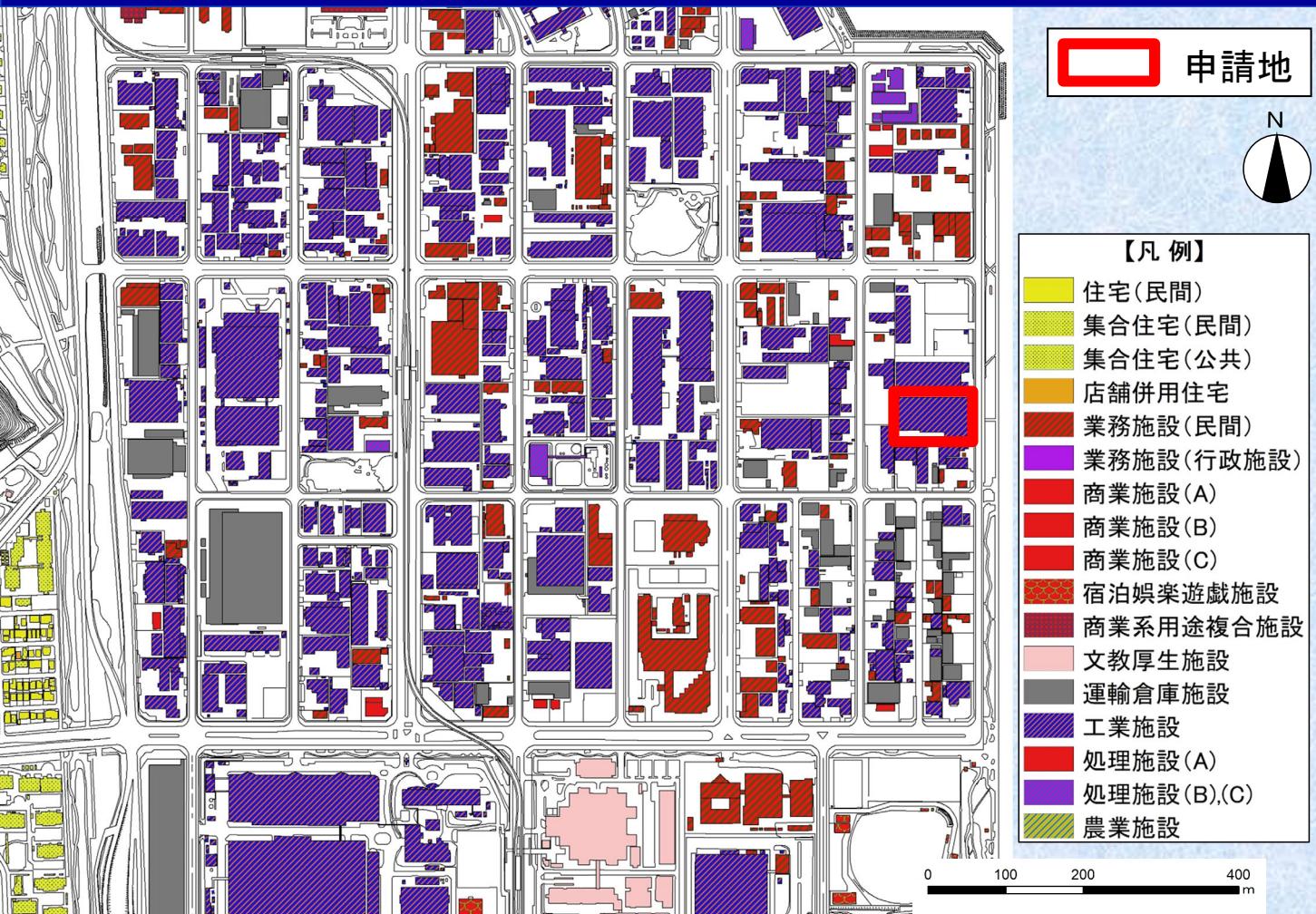
■ 航空写真

1



■ 建物用途現況図

10



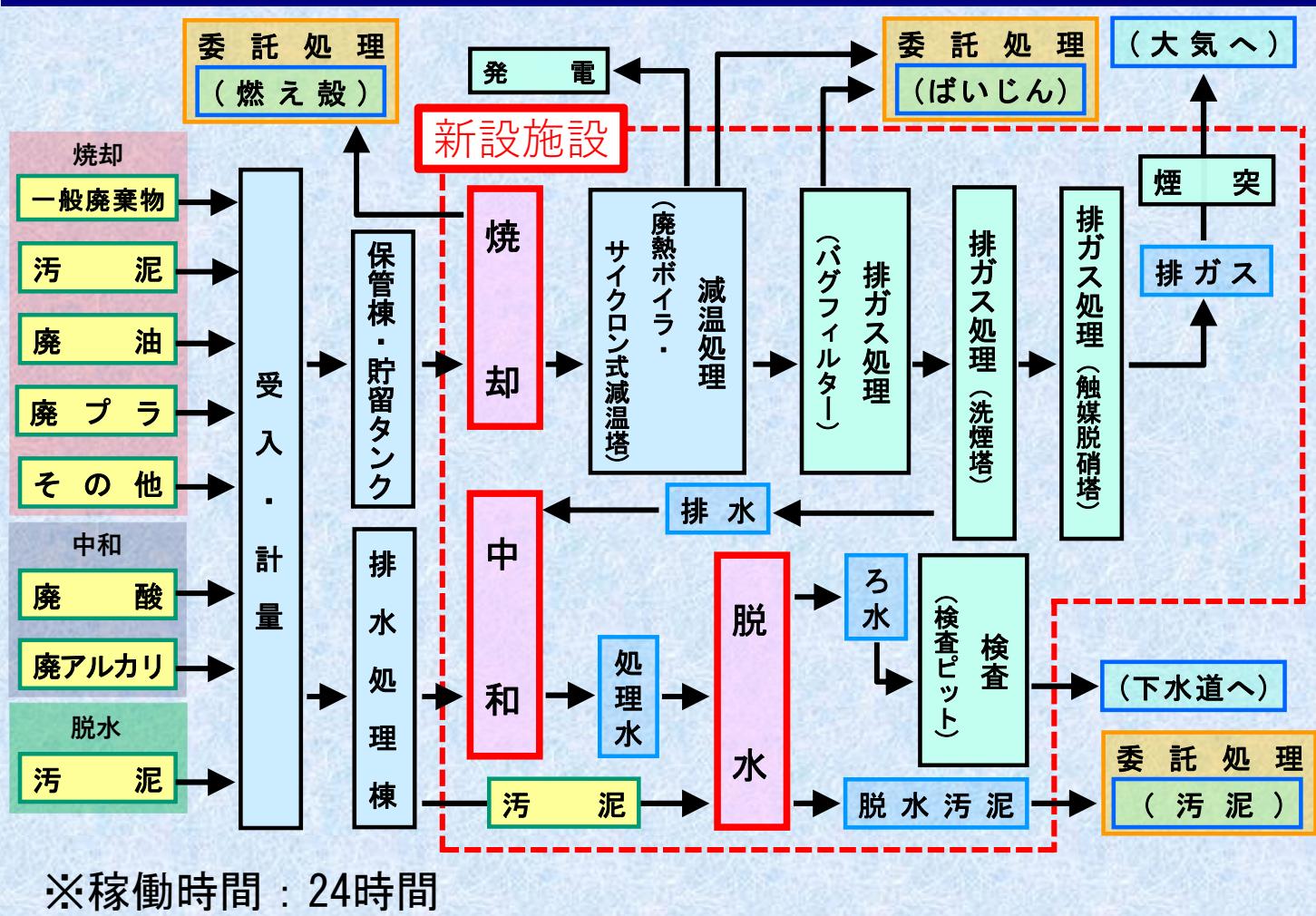
■周辺状況

1



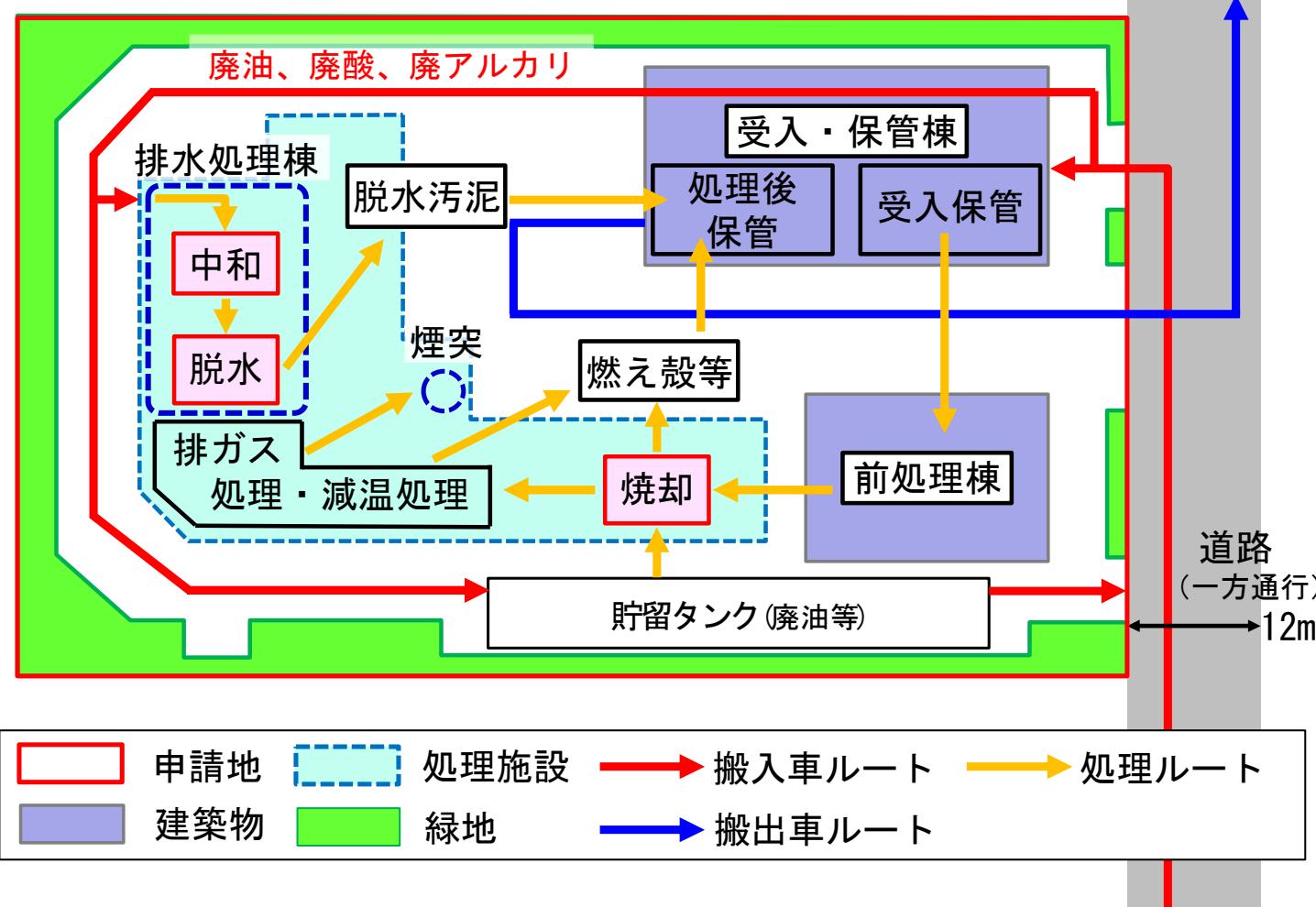
■処理フロー

12



■処理フロー（概略配置図）

13



■建築基準法第51条許可基準

14

■立地

■道路・交通等

■周辺環境

■住民説明

※詳細は、「建築基準法第51条に基づく産業廃棄物又は一般廃棄物の処理施設に関する許可基準」を参照
(平成18年4月1日 横浜市制定)

■建築基準法第51条許可基準【立地】

15

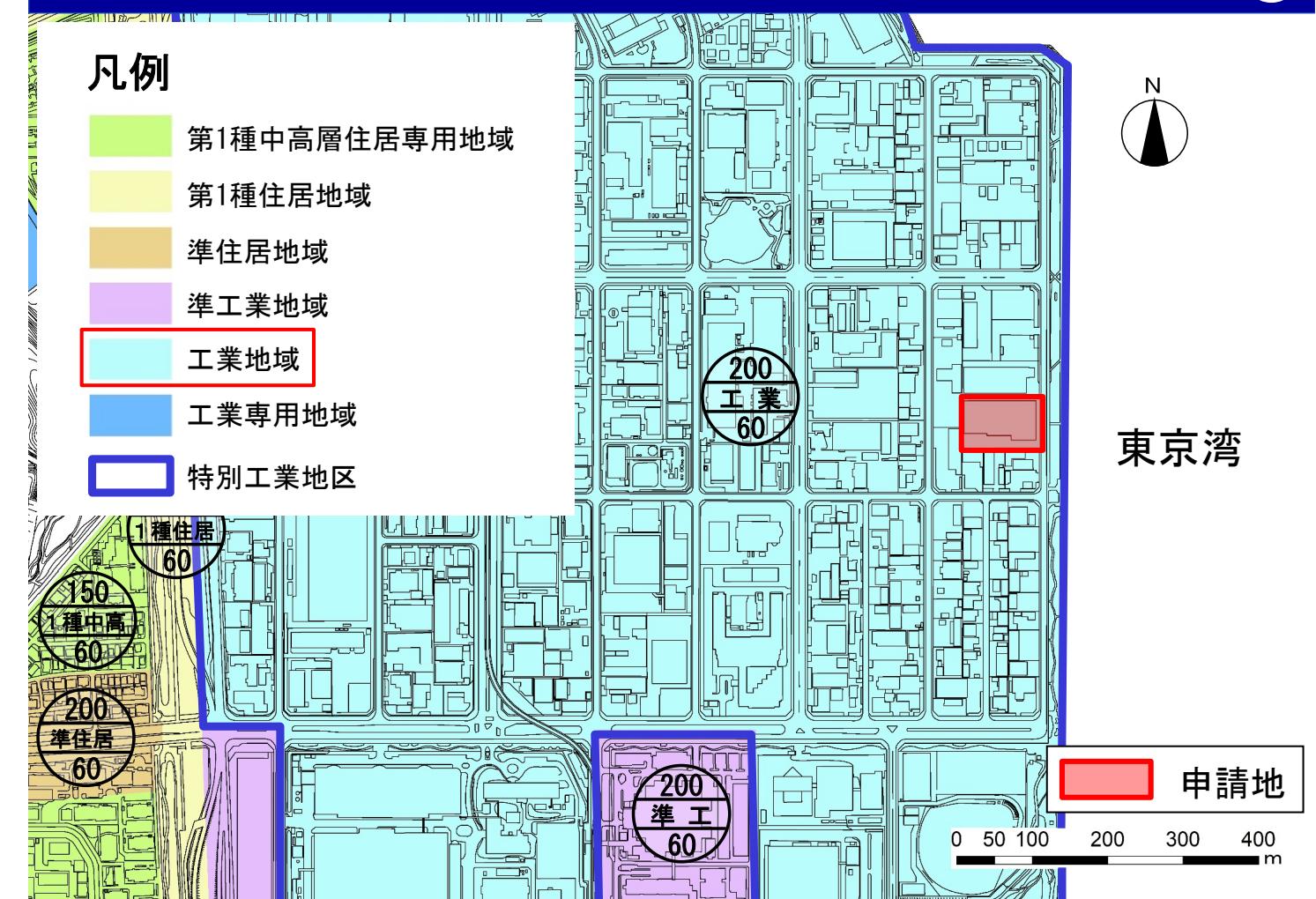
- ・工業地域又は工業専用地域に建築することを基本とする。
- ・準工業地域又は市街化調整区域に建築する場合は、風致地区、地区計画、建築協定が指定されていない地区（区域）とする。
- ・住居系又は商業系の用途地域には建築しない。

■用途地域

16

凡例

- 第1種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 準住居地域
- 準工業地域
- 工業地域**
- 工業専用地域
- 特別工業地区



■ 立地

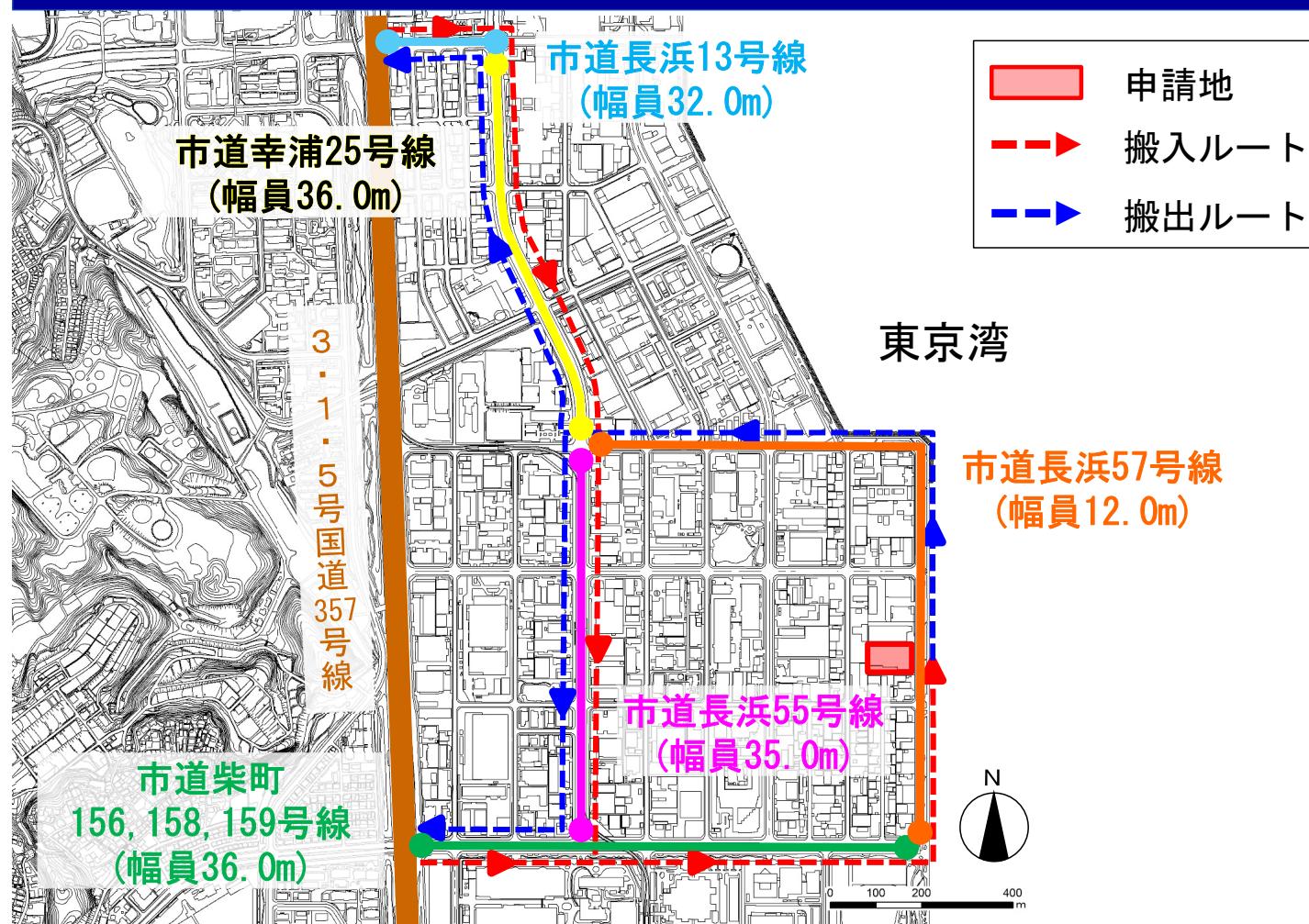
■ 道路・交通等

■ 周辺環境

■ 住民説明

※詳細は、「建築基準法第51条に基づく産業廃棄物又は一般廃棄物の処理施設に関する許可基準」を参照
(平成18年4月1日 横浜市制定)

■搬出入ルート

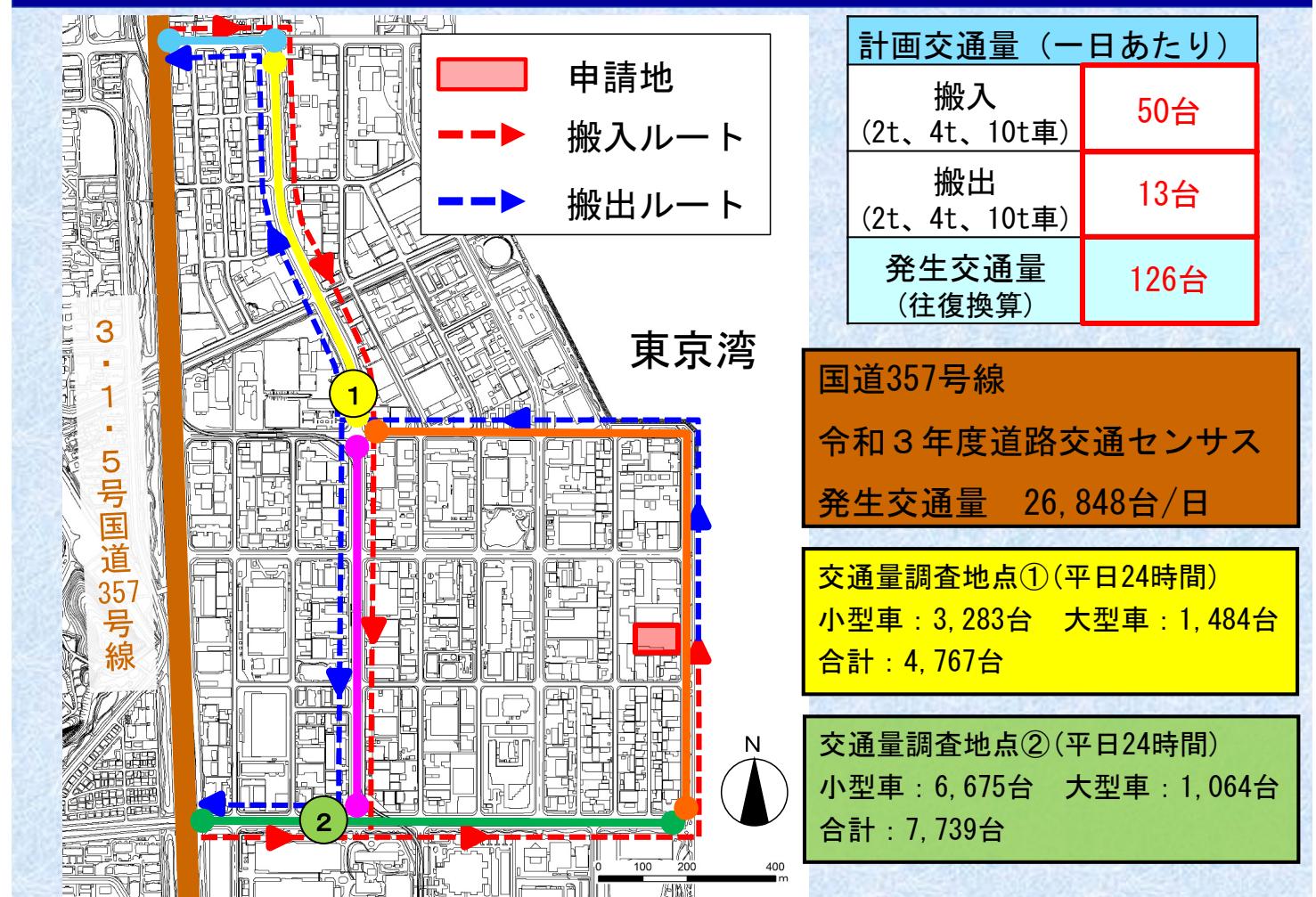


- ・処理施設から幹線道路に至る間の道路は、搬出入車両が安全にすれ違うことができる幅員※を有すること。

※搬出入車両が大型車：6.5m以上
小型車：5.0m以上

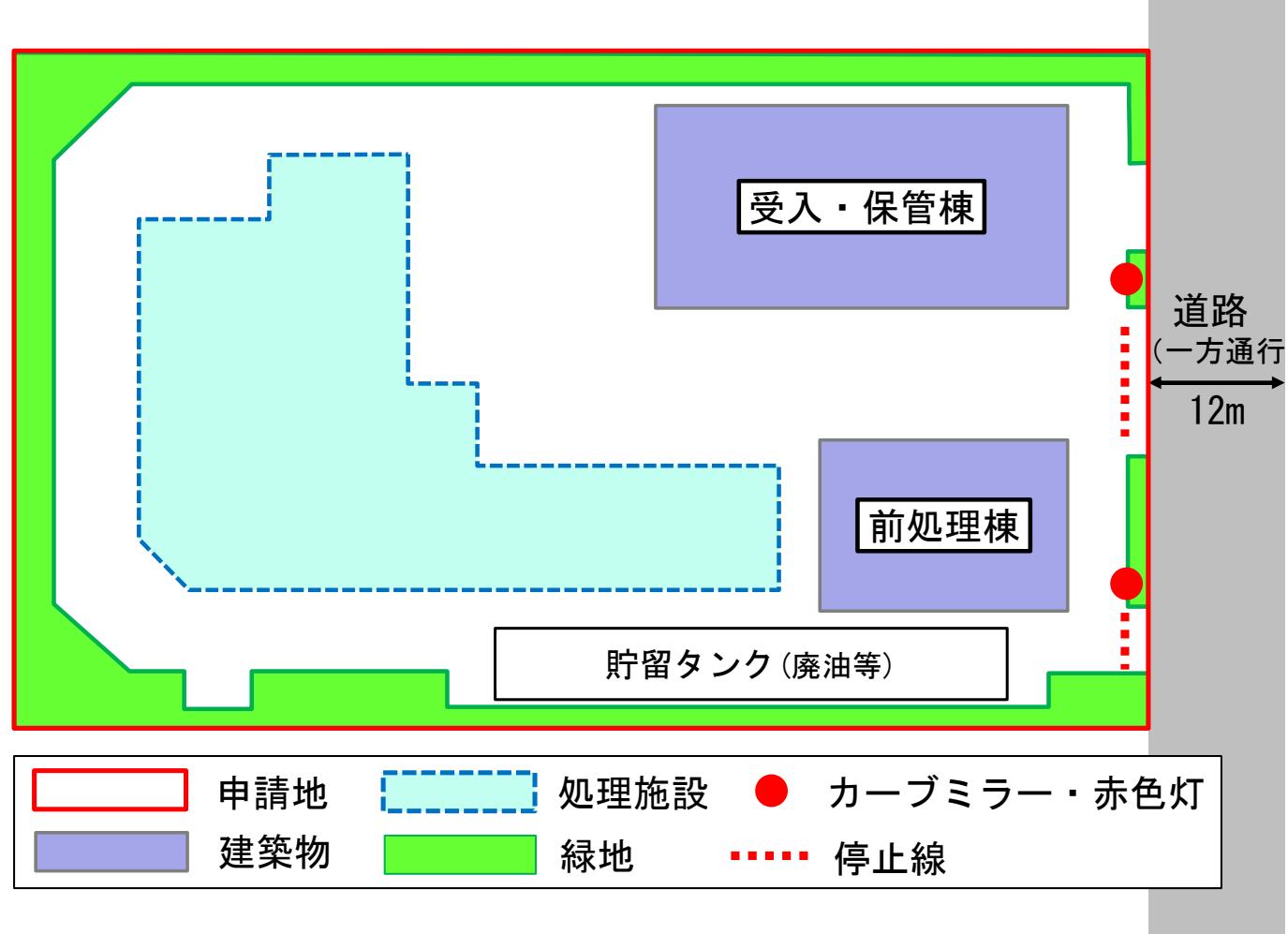
- ・処理施設の周辺道路の交通に支障が生じないよう、対策を講じること。

■1日当たりの搬出入車両数



■周辺道路への安全対策

21



■建築基準法第51条許可基準【周辺環境】

23

- 内陸部^{※1}に処理施設を建築する場合は、原則として学校、病院等に近接しないこと。

※ 1 金沢区においては、国道357号から山側の区域とする。

- 特に、100m以内に学校、病院等がある場合は、これらに著しい影響を与えないよう、十分な対策を講じること。

■建築基準法第51条許可基準

22

■立地

■道路・交通等

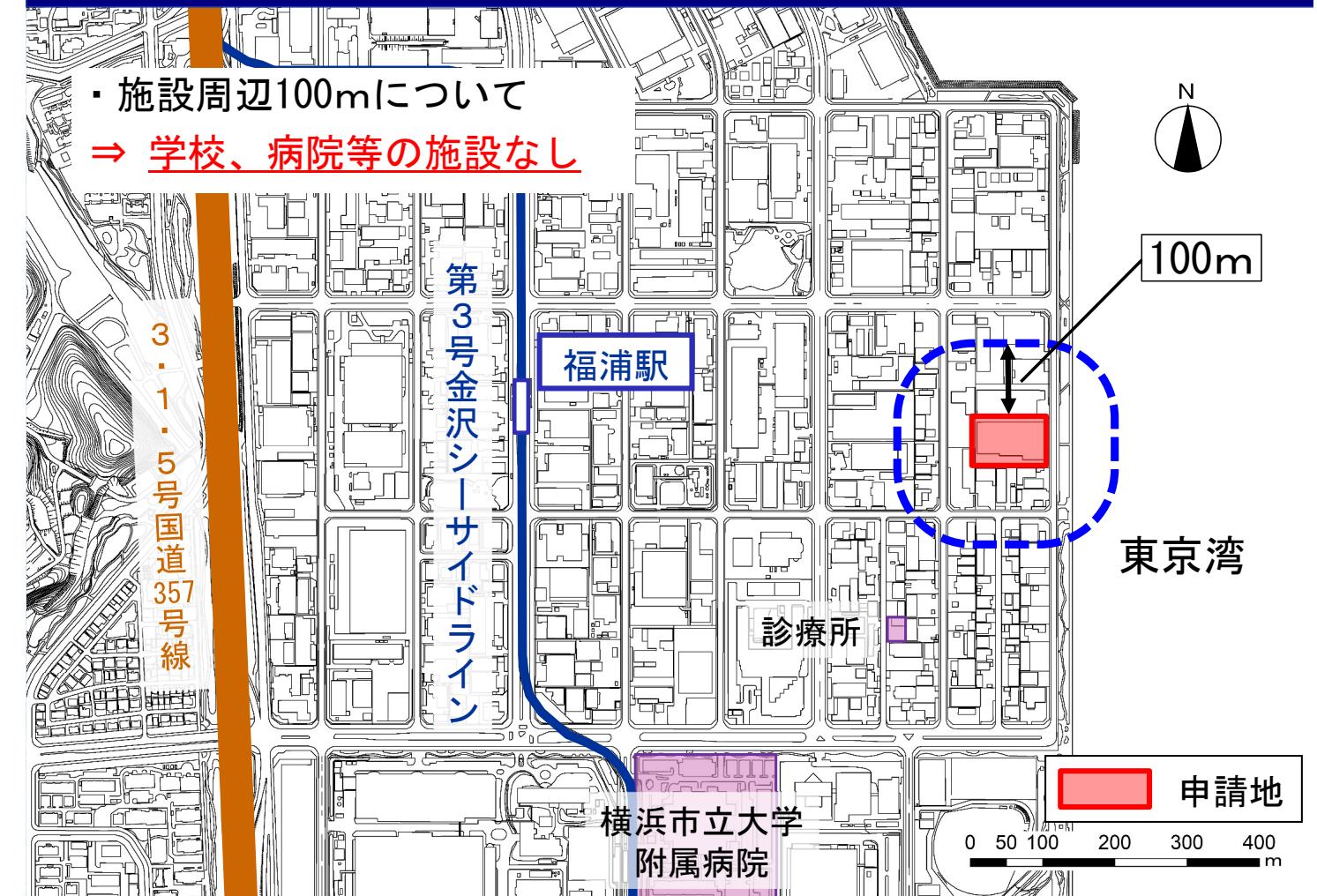
■周辺環境

■住民説明

※詳細は、「建築基準法第51条に基づく産業廃棄物又は一般廃棄物の処理施設に関する許可基準」を参照
(平成18年4月1日 横浜市制定)

■申請地周辺100m以内の状況

24



- 周辺環境への影響が想定される項目について、生活環境影響調査を実施

【調査項目】

- 大気質
- 騒音
- 振動
- 悪臭

→ 「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等の規制基準を満たす計画

【排気筒(煙突) 排ガスの排出に伴う影響予測】

予測項目	環境基準	最大着地濃度地点予測値
二酸化窒素 (ppm)	0.06ppm以下 (日平均値)	0.026ppm (日平均値)
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.10mg/m ³ 以下 (日平均値)	0.042mg/m ³ (日平均値)
二酸化硫黄 (ppm)	0.04ppm以下 (日平均値)	0.004ppm (日平均値)
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.6pg-TEQ/m ³ 以下 (年平均値)	0.0112pg-TEQ/m ³ (年平均値)

(稼働時間: 24時間)

関係法令: 環境基本法
大気汚染防止法
ダイオキシン類対策特別措置法
横浜市生活環境の保全等に関する条例

【施設の稼働に伴う影響予測】

	市条例 _※ に基づく規制基準	敷地境界における最大予測値
騒音	70 dB (8時~18時)	67.0 dB
	65 dB (6時~8時、18時~23時)	60.1 dB
	55 dB (23時~翌6時)	53.8 dB
振動	70 dB (8時~19時)	52.1 dB
	60 dB (19時~翌8時)	51.3 dB

【排気筒(煙突) 排ガスの排出に伴う影響予測】

	市条例 _※ に基づく規制基準	最大着地濃度地点予測値
悪臭	臭気指数 15	10未満

(稼働時間: 24時間)

関係法令: 騒音規制法
振動規制法
悪臭防止法
横浜市生活環境の保全等に関する条例 (※)

- 立地**
- 道路・交通等**
- 周辺環境**
- 住民説明**

※詳細は、「建築基準法第51条に基づく産業廃棄物又は一般廃棄物の処理施設に関する許可基準」を参照
(平成18年4月1日 横浜市制定)

- ・周辺住民等※に建築計画の内容を説明し、理解を得るよう努めること。

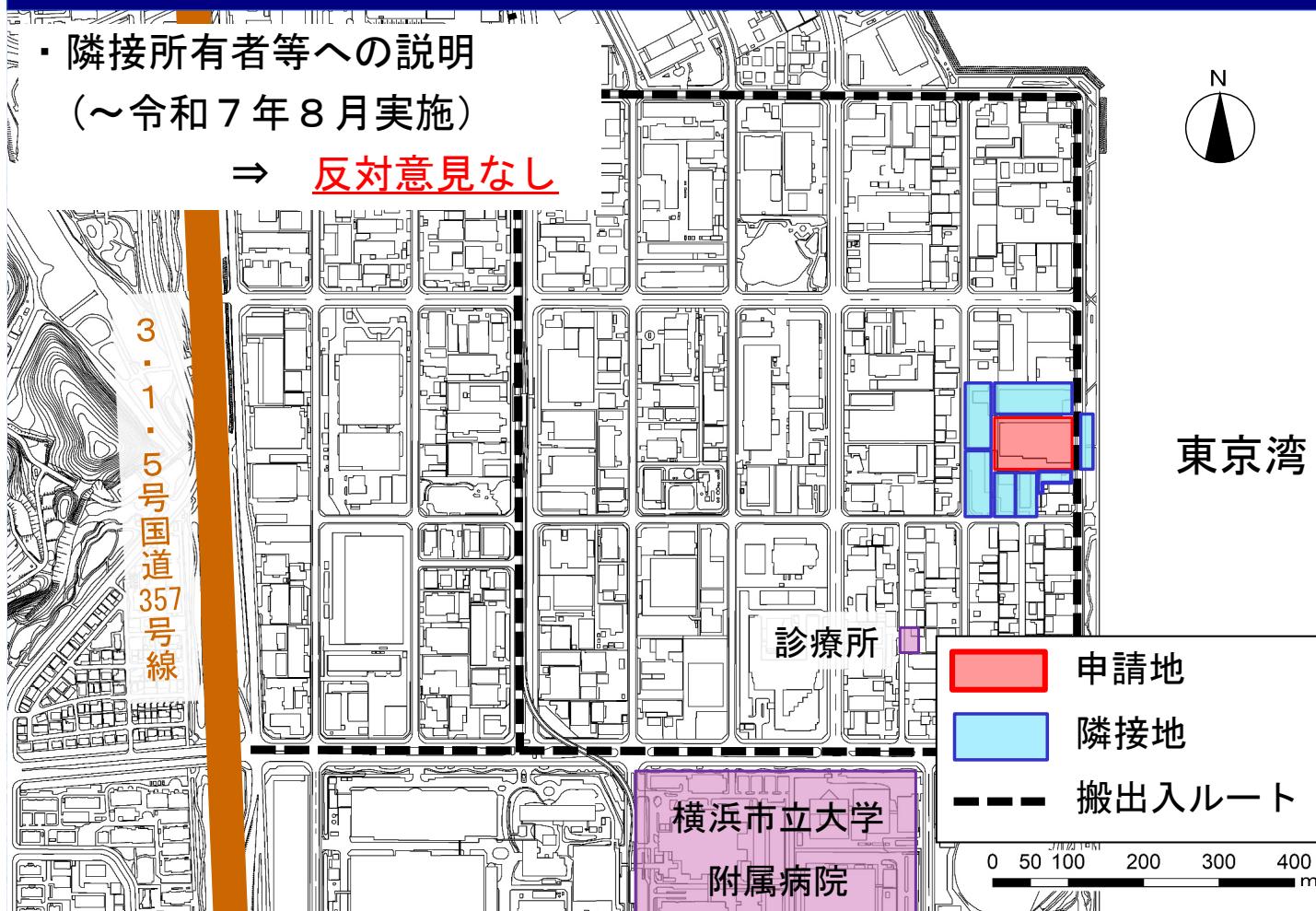
- ※ (1) 幅員15m以上の幹線道路に至るまでの道路沿道住民等で組織する自治会等の団体
 (2) 隣接する敷地又は建築物の所有者又は管理者
 (3) 処理施設から100m以内の学校、病院等の所有者又は管理者

- ・周辺自治会・工業会等への説明
 (～令和7年9月実施)

⇒ 反対意見なし



- ・隣接所有者等への説明
 (～令和7年8月実施)
 ⇒ 反対意見なし



■立地

工業地域に立地していること

■道路・交通等

幹線道路に至る間の道路は搬出入車両が安全にすれ違うことができる十分な幅員を有しており、かつ、周辺道路の交通に支障を生じないよう対策を講じていること

■周辺環境

大気質・騒音・振動・悪臭の発生源に対して、十分な対策を講じることで、生活環境影響調査の予測値が基準値以下となるなど、周辺環境に配慮した計画としていること

■住民説明

隣接所有者等に事業内容を説明し、理解を得ていること

以上により許可基準に適合しており、

本市として、敷地の位置は都市計画上支障ないと考える。